

倫理綱領

特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会 倫理綱領

目 的

第1条 この倫理綱領は、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会(以下、「協議会」と称す。)に加入するキャリア・コンサルタントが遵守すべき事項に定め、キャリア・コンサルタントの質の向上を図り、適正なキャリア・コンサルティングを通じて相談者個人、組織および社会の発展に寄与することを目的とする。

基本理念

- 第2条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを行うにあたり、人間尊重を基本理念とし、個の尊厳を侵してはならない。
- 2 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングが、相談者の生涯にわたる生き甲斐・働き甲斐に影響を与えることを視野に入れ、そのことを自覚して業務を遂行しなければならない。

適正な職務

第3条 キャリア・コンサルタントは、相談者を国籍・性別・年齢・宗教・信条・身体的障害・社会的身分等に

より差別してはならない。常に公正な態度をもって職務を行い、専門家としての信頼を保持しなければならない。

- 2 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルタントとしての誇りを持ち、法律や公序良俗に反するような行為をしてはならない。
- 3 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを、相談者の利益をあくまでも第一義として、自己の研究目的や興味のためにだけ行ってはならない。

任務の範囲

- 第4条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを行うにあたり、自己の能力の限界を自覚し、能力以上の仕事を引き受けてはならない。信頼できるキャリア・コンサルタントへの紹介やそれへの委嘱、また必要に応じて他の分野の専門家の協力を求めるなど相談者の利益のために最大の努力をしなければならない。
- 2 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを実施するにあたり、心理テスト等のアセスメントツールの利用にあたっては、その妥当性、信頼性を明らかにし、また訓練を受けた範囲内で実施しなければならない。

自己研鑽

- 第5条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングに関する学識・技能を習得し、資質向上を図るため、絶えざる自己研鑽に努めなければならない。
- 2 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングの普及啓発を常に行わなければならない。そのために、組織を取り巻く社会、経済、環境の動向や、教育、生活の場にも常に関心をはらい、専門家としての専門性を維持向上するよう努めなければならない。

守秘義務

- 第6条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを通じて、職務上知り得た事実、資料、情報については、守秘義務を負う。
- 2 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングの事例や研究の公表に際して、プライバシー保護に最大限留意し、相談者の特定や、相談者および関係者の不利益が生じないよう、適切な手続きをとらなければならない。
 - 3 但し、身体・生命の危機が察知される場合、社会に及ぼす影響が個の守秘を優先する場合、法律に定めのある場合等は、この限りではない。

自己決定権の尊重

- 第7条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを実施するにあたり、相談者に対してキャリア・コンサルティングの目的、範囲について、必要かつ十分な説明を行い、相談者の理解を得て職務を進めなければならない。
- 2 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングにおいては、相談者の自己決定権を尊重しなければならない。

相談者との関係

- 第8条 キャリア・コンサルタントは、相談者との間に様々なハラスメントが起こらないように配慮しなければならない。また、キャリア・コンサルタントは、相談者との間において想定される問題や危険性について十分配慮してキャリア・コンサルティングを行わなければならない。
- 2 キャリア・コンサルタントは相談者との間でとりわけ性的親密性を持たないように努めなければならない。また、そのような可能性が生じ、相談者の利益を損なう恐れのある場合は、キャリア・コンサルティングを中止するか、他のキャリア・コンサルタントに業務を依頼するなど、適切な処置を行わなければならない。

誇示・誹謗の禁止

- 第9条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルタントとして、自己の身分や業績を過大に誇示したり、他のキャリア・コンサルタントまたは団体について、誹謗・中傷してはならない。

組織への働きかけ

- 第10条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを行うにあたり、相談者に対する支援だけでは解決できない環境の問題の発見や指摘、改善の提案などを行うにあたり集団、企業、組織への働きかけに努めなければならない。
- 2 前項の目的を達成するため、問題の現実的状況の理解や、心理的状況の理解ができるための知識、学識、見識を持つように努めなければならない。
- 3 前2項の目的を果たすため、必要に応じて他の専門家とのネットワークづくりに努めなければならない。

利益の相反

第11条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングの契約関係にある組織と相談者との間に利益が相反するおそれがある場合には、事実関係を明らかにしたうえで相談者の理解のもとに業務に当たるよう努めなければならない。

企業・組織への報告義務

第12条 キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングが企業、組織との契約関係の上で行っている場合において、相談者に対する効果的な援助を妨げる状況にあるときは、その旨相談者の了解を得て、組織に報告しなければならない。

同意事項

第13条 キャリア・コンサルタントは相談者との間で、キャリア・コンサルティングの範囲、相談時間、相談場所、相談料金等について事前に説明し、その同意を得なければならない。

2 前項の内容に変更が生じた場合、両者の合意の上、キャリア・コンサルティングを行わなければならない。

倫理委員会

第14条 キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングが、専門的見地から適正に遂行されることを目的として協議会に倫理委員会をおく。

2 倫理委員会は、キャリア・コンサルタントに対し、この倫理綱領を遵守するよう、適切に機能しなければならない。

3 キャリア・コンサルタントに本倫理綱領に反する行為があったと考えられる場合は、倫理委員会が対象事項を審議し、理事会に報告する。本倫理綱領違反者への対応事項については別に定める。

4 理事会は倫理委員会から違反行為の内容および対応事項についての報告を受け、処置について審議し決定する。

5 倫理委員会に関する詳細事項は別に定める。

遵守義務

第15条 キャリア・コンサルタントは、本倫理綱領を十分に理解し、遵守する義務を負う。

附 則

この綱領は平成20年9月1日より施行する。